

# 総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和6年6月26日（水） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 田村委員長・松岡副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・  
有田委員・早川委員・西村委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・白井主査
8. 協議事項  
6月定例会本会議（6月21日）から付託された事件（議案2件・請願1件）
9. 傍聴者 8名
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時00分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和6年6月26日

総務産業常任委員長

田村大治郎

記録調製者

白井陽子

**田村委員長** おはようございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、6 月 21 日に引き続き総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようよろしくお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようにお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようにお願いします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 2 件及び請願 1 件について、審査を行います。はじめに、議案第 4 号「長門市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**企画総務部長** おはようございます。議案第 4 号「長門市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」につきまして、議案書及び議案参考資料に記載のとおりでございますので、特に補足説明はございません。

**田村委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田中委員** 条例制定の時期の自治体間での違いについて、本会議場で林哲也議員の質疑がございました。そのときに平成 14 年に公布された国の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法において、各自治体における条例の制定など必要な施策の構築は努力義務とされているとの答弁でしたが、長門市が今回の 6 月議会で条例を制定しようとする、その理由をお伺いします。

**デジタル戦略課長** 6 月定例会に提出する理由でございますけれども、本市におきましては、昨年、デジタル戦略課が新設され、自治体 DX の推進やスマート市役所の構築を進めているところでありまして、2 年目となる本年度は行政手続のオンライン化を一つの柱に取組を進めてまいることとしております。特に今夏以降、長門市 LINE 公式アカウントやマイナポータルぴったりサービスを活用したオンライン手続可能数を大幅に増加させたいということから、まずはその前提となります本条例を 6 月定例会に提出させていただくものでございます。

**田中委員** この動きに関しましては、市民のスマホ教室等もかなり積極的にされているとは思いますが、やはり制定して、この行政手続のオンライン化をさらに推進していくにあたって、一方でやはりまだまだオンライン手続の困難な市民というのがいらっしゃると思いますが、それに対してはどのように配慮されるのかお伺いします。

**デジタル戦略課長** 本条例は従来の書面での手続に加えまして、オンラインなどの情報通信技術を利用する方法での手続を可能とするものでありまして、オンライン等の手続が難しい方につきましては、これまでどおりの書面の手続が行えますので、そのほうでやっていただければと思っております。

**田中委員** 条例の中なんですけれども、第3条の4についてです。電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができるとあります。具体的な方法について伺います。

**デジタル戦略課長** マイナンバーカード、個人番号カードによる電子証明以外の氏名又は名称を明らかにする措置のお尋ねでございますが、具体的には電子署名及び認証業務に関する法律に規定する認定認証事業者が作成した電子証明や商業登記法の規定に基づき登記官が作成した電子証明を想定しております。また、電子証明がなくともよい手続につきましては、運転免許証などにより個別に確認するための措置を講ずることで署名等に代えることができるようにしたいと思っております。

**田中委員** すいません、それはマイナンバーカード以外の電子署名のものっていうのは、例えば私たちでも持っていますか。何か具体的にこういうものとかっていうのがもうちょっとあれば。

**デジタル戦略課長** 法人ではなくて個人の方については、電子認証であればマイナンバーカードになろうかと思えます。

**田中委員** では第3条の5についてです。手数料その他の収入金の納付の方法について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって、規則等で定めるものをもってすることができると、これを具体的にどういう方法か伺います。

**デジタル戦略課長** 本条例の制定により、決済手段としてオンライン決済が可能となります。現在、税につきましては、地方税ポータルシステム eLTAX を活用した収納を行っていますが、この対象が税以外にも広げられるということでございますので、その活用を図っていきたいと思っております。また、長門市 LINE 公式アカウントによるオンライン決済も考えておりまして、クレジットカード決済やコード決済でお支払いができるようにしたいと考えております。個別の決済ブランドにつきましては、それぞれ契約等調整が必要なものでございますので、個々に判断してまいりたいと考えております。

**田中委員** 今、契約等とおっしゃったんですけれども、それは市とそういうところとの契約っていうことでよろしいですか。

**デジタル戦略課長** 個別の決済ブランドにつきましては市と契約をして、手続を進めることになります。

**田中委員** ではもう 1 つです。第 4 条の 3 処分通知等について、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなすということです。開封確認は行うか、また開封確認を行わないことによる当該処分通知を受ける者とのトラブル、これを想定されているかお伺いします。

**デジタル戦略課長** メールが到達したときに、受け取ってなかった場合ということでございますね。

**田中委員** もちろん何かの事故、サーバーのトラブルで受け取っていないことがあり得るかもしれないんですが、とりあえず開封する側が開封してなかった場合は見てないってことになりますよね。そういう場合とか、もちろんその途中でメールが違うところに行ったとか、色んなことがあると思うんですが、そういう色んなトラブルをどういうふうに想定されてるかなということです。

**デジタル戦略課長** 処分通知等につきましては、行政のほうで処分通知をいきなりということではなくて、申請等に基づいて、その結果として処分の通知を行うものでございますので、当事者はまずは連絡が届くことがお分かりになっているということ。それとこの条例にもありますように、その申請を受ける者はあらかじめ受けることを表示、認識するというのがオンラインを使ってやることの前提になっておりますので、その前提条件がある上で行うものでございますから、トラブルは基本的には少ないものと考えております。

**田中委員** とは言え、アナログで今回、税務課のほうでもヒューマンエラーというのがございましたよね。だからその情報、やはりどこかにヒューマンエラーが出るときということをよく考えられて、対策をとっていただきたいなっていうことはございます。それと今おっしゃった、元々そういうやり取りが市と起きますよっていうことを前提にこれはスタートするっていうようなことだと私は今理解したんですが、そのときに例えばこういう通知が行くことを開封してなくて、ミスというか開封がされていないことはある意味市のほうに非はないですよ、というような書面のやり取りは先にするんですかね。例えばです。

**デジタル戦略課長** あらかじめのやり取りと申しますか、オンラインで受け取るという意思表示をしていただくことになっております。条例で規定をしております。

**松岡委員** この条例の位置付け的なことかもしれませんが、デジタル技術を使ったリスク管理やマネジメントとかあって、それぞれいろんな運営とかについてはこの条例の中では述べられておりませんが、その辺りはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

**デジタル戦略課長** この条例は市の各条例、規則等に共通ルールを設ける通則

条例でありまして、この条例自体にはセキュリティというものは規定しておりません。ただし、この条例以外に長門市においてはセキュリティポリシー等がございますので、それを守っていただくことを前提として条例を定めておるところでございます。

**松岡委員** 第3条、第4条については電子情報処理組織によるということですが、第5条、第6条は電磁記録によると。閲覧、作成とありますが、電子情報処理組織というのはオンラインで行うという意味だと思うんですが、こっちの電磁記録によるとというのは、これは庁内のパソコンで閲覧するという、そういうイメージなんですか。

**デジタル戦略課長** 例えば縦覧でございますけれども、縦覧につきましては、インターネットを利用する方法、市長等の事務所等に据え置く電子計算機に映像を表示する方法等を考えておりますので、委員お示しのとおり事務所でデータを映像に映すということも考えております。

**松岡委員** 今、第3条が申請、第4条で処分通知等、第5条が縦覧、第6条が作成というふうな項目になっていますが、それぞれ大体何種類ぐらいあって、そのうちに実際にオンラインで見れるようにしようと思うのが何パーセントぐらいなのかなっていう、概算の数値とかあれば。目標というか、お願いします。

**デジタル戦略課長** まず手続等の数でございますけれども、以前に別の案件で調べたときに、手続等に該当するようなものは合計で 3,800 を超えるものがあるように確認しております。目標値でございますけれども、具体的に何割とかというものは定めておりませんので、夏以降、よりなるべく多くの手続をオンラインにしていきたい。ただ、一つ一つの手続きには各課の事情とか手続の事情がございますから、本課が全て一律にするというよりも、各課が実情に応じて判断しながらオンライン化を積極的に進めたいと思っておるところでございます。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第4号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機願います。

— 休憩 09:44 —

— 再開 09:45 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 5 号「長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**経済産業部長** それでは、議案第 5 号につきまして補足説明をさせていただきます。当該施設であります油谷河原の農業研修所多目的ホールにつきましては、これまで運動やレクリエーションなどの交流の場として多く利用されておりましたけれども、近年は会議や集会の場としての利用が増えている状況、さらには災害時の指定避難場所にも指定されている施設でありますことから、地元自治会からの要望を受け、冷暖房設備を新設することといたしました。この度の長門市使用料徴収条例の改正は、この新設する冷暖房設備の電気使用料を新たに追加したものととなります。その他の内容につきましては、議案参考資料の 3 ページに記載のとおりであります。以上で補足説明を終わります。

**田村委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を始めます。ご質疑はありますか。

**重廣委員** これは建てられてもう 30 年近く経ってますよね。現在のこの施設の使用状況と使用料について説明してください。

**農業振興班長** 近年の利用状況でございますけれども、昨年度、令和 5 年度になりますけれども、利用団体数が 13 団体、そして日数として 23 日でございまして、延べ人数としましては 530 人程度というふうになってございます。そして、使用料についてでございますが、施設の使用料そのものは 1 時間あたり 400 円となっております。

**重廣委員** 私はもうちょっと週に 1 回とか 2 回とか、活発に使用されているのかなと思っただけなんです。避難所にも指定されていますので、冷暖房をつけるというのはよろしいんですが、今の使用料、1 時間 400 円と言われましたよね。今、冷暖房をつけたことによって 200 円追加すると。これは季節によって使うとき使わないときがありますけど、使うから 600 円、使わないから 400 円、そういうふうな区別をされて決定されるのかどうか、その辺りについて説明願います。

**農業振興班長** 施設の使用料と冷暖房の使用料については、別立てになってございまして、あくまでも施設の使用は 1 時間につき 400 円、そして主に夏と冬ということになるかと思えますけれども、冷暖房を使用する際にはそれぞれ 1 時間あたり 200 円が追加されるという形になります。

**重廣委員** ちなみに、その冷暖房使用時の金額の支払い方法は使った後に申請して払うのか、それとも使う前に払うのか、どちらのほうですか。

**農業振興班長** 利用の際には、事前に油谷支所が窓口になりますけれども、申

請があった後、実際に使用して、その後に納付書でもって支払うという形をとっております。

**重村委員** 新しくエアコンを設置されて、その使用料を徴収するがために条例の中で追記をしていくということかと思えますけど、こういった施設というのは減免措置団体が利用されることは大いにあると思うんですよね。先ほど施設自体の使用料とエアコンを使うときの使用料というのは、別立てで考えてますということでした。例えば減免措置団体が使用するとき、施設使用料自体が減免されるといった場合、エアコンを使ったと。当然これもエアコンの使用料も減免措置扱いとなっていくのか、確認をしておきたいというふうに思います。

**農業振興班長** 施設の使用料につきましては、減免措置というものがありまして様々な施設で適用されておりますけれども、この冷暖房使用料については実費を徴収するということになってございます。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 5 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 09:51 —

— 再開 09:53 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、請願第 1 号「動物愛護活動にふるさと納税制度の活用を求める請願」を議題とします。本日は、参考人として請願者である動物愛護団体を守る会代表沖田安男様の出席を得ております。沖田様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、請願第 1 号の趣旨・内容等について、請願者から説明を求めることにいたします。沖田様お願いいたします。

**沖田参考人** 私は「動物愛護団体を守る会」の代表をしています沖田です。請願書には署名人が 4,703 名となっていますが、期日を過ぎたけどぜひ署名したいと送られてきた追加を含めると、トータル 5,403 名となりました。請願書にある保護施設の中でも「NPO 法人ちびたまのしっぽ愛護会」は、年間 500 匹近くの犬猫を引き取り、新しい家族につなげるための活動をされ、現在 400 匹

の猫と 40 頭の犬を保護しています。この施設では一般市民からの引き取りにとどまらず、保健所に収容された犬猫も年間 30 から 50 匹以上を引き取り、ここ 6 年間殺処分ゼロを実現しています。倉庫で子どもを産んでいる、床下に住みついた、高齢になって飼えないなどの理由での引き取り依頼なのですが、不思議なことに市民の人は「ちびたま」に対して、引き取るのが当然だという態度の人が多いのです。その一因としては、市民が保健所や長門市に引き取り依頼をすると「ちびたま」を紹介されるケースが多いせいで、いつの間にやら市の税金で成り立っている施設と勘違いされ、直接依頼がバンバン来ます。一昨日にも仙崎で猫を引き取ってくれという連絡があり、向かうと市役所の方は手立てはないと帰られ、保健所は長門市に団体があるから調べて連絡しろと言われたそうです。結局、そうすると「ちびたま」が市民に泣きつかれ、15 匹の猫を引き取ったそうです。ご存知のとおり「ちびたま」は寄附で成り立っている団体です。それなのに引き取り時に寄附をお願いすると、ご理解くださる方もおられますが、中には餌代にもならないほどのわずかな額を悪態をつきながら渡されたり、寄附の話を切り出した途端、露骨に嫌な顔をされ、「ボランティアが金を要求するとは偽善者だ。引き取りはいい、猫は捨てる」と言われるケースも多いようです。こうなると「ちびたま」としては、相談のあった子猫が捨てられるのを見過ごせるはずもなく、逆に頭を下げて無償で連れて帰ることになります。捨てるといえば、つい最近油谷で生まれたばかりの子猫が生きたままごみ袋に入れて捨てられ、なき声で警官が発見、保健所に収容されたものの、衰弱がひどく、授乳期のため、すぐに「ちびたま」が引き出し、懸命の看護で命を取り留めるなど、命を救っている事例がたくさんあります。そもそも動物の遺棄は動物愛護法で 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金ですが、長門市内でも横行しているのが現実です。このような動物愛のない人もいますが、普通は犬猫の命を救ってほしいと連日のように引き取り依頼があり、代表やボランティアの人は日中の勤めを終えた後、夕方から依頼先に出向き、捕獲し保護します。その後、病気やけがをしていれば動物病院に連れて行き、検査や治療、そしてワクチン、去勢・避妊、餌やり、排泄物の掃除、犬の散歩など、驚くほどの作業が待っています。しかもこれらの労働はすべて無償で、睡眠時間を削り、休日返上で 365 日続き、その上、寄附だけでは足りない場合は代表が自費で補填されています。もし「ちびたま」が存続できないとなると、車でひかれた、餓死、病死、今からは熱中症など、毎年長門市内には数百匹の命が失われ、市内は犬猫の死体だらけになるかもしれません。お子さんやお孫さんが見つけた子猫や子犬を、この炎天下に「死ぬかもしれないけど捨ててこい」と言えますか。大人として引き取り先を見つけるから我慢してくれと子どもを説得するではありませんか。そして、その困ったときの引き取り先が「ちびたま」



なのです。今、この団体は寄附とボランティアの力を借りながら活動が続けていますが、2021 年から保健所が野良猫の保護をしなくなったために「ちびたま」への依頼件数が急激に増え、運営を脅かしています。現在、代表の家族とボランティアスタッフが昼間の勤めを、学生は授業を受け、勤務後、また放課後にと、全員が本業の合間にお世話をしています。どうかこの現状をご理解いただき、せめて、ボランティアに頼らずアルバイトを雇いたと思います。全部屋、温度管理のためにエアコンを 24 時間稼働するために、毎月電気代が 10 万円、毎月餌代が 70 万円、医療費が 30 万円と、人件費はゼロでも運営費に莫大な金がかかっています。県内では防府市、全国にもふるさと納税の参加枠がある市町村があります。ぜひ野良犬、野良猫が多い長門市にもこの仕組みを作ってもらえませんか。今ある市税の中から捻出してくれとお願いしているのではなく、純粋に動物のために使ってほしいという新たな市外、県外からの寄附の窓口を作ってほしいのです。このふるさと納税を利用させていただくことができれば、地域の皆様からの直接的な支援を受けることができ、安定した運営が可能となり、また寄附者にとっても透明性が高く、地域貢献を実感していただける制度となるはずです。何卒ご協力を心よりお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

**田村委員長** 以上で、請願者からの趣旨説明は終わりました。沖田様ありがとうございました。続きまして、本日は、紹介議員である綾城美佳議員の出席を得ております。綾城議員におかれてましては、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、審査に入ります。先ほど請願者から請願内容等についてご発言がありました。また、6 月 21 日の本会議において、紹介議員の綾城議員から趣旨説明がありましたが、請願第 1 号の内容について疑義のある方は、紹介議員に対し質疑をお願いいたします。ご質疑はないでしょうか。（雑談あり）

**綾城紹介議員** すいません。せっかくですので、目で見えていただきたいと思いますので、資料を皆さんに用意されておりますけれども、今この場でお時間もしただけでしたら、配布だけ許可をいただけないでしょうか。

**田村委員長** はい。それでは事務局は配布をお願いします。（資料配布）資料の配布は終わりましたでしょうか。

**西村委員** よろしく申し上げます。先ほどの説明で、愛護団体を守る会沖田安男ほか 4,703 名の署名があると言われまして、追加で 5,403 名となっておりますが、署名の名前の確認はされましたか。

**綾城紹介議員** 事務局のほうで確認をしているというふうに承知しております。

**西村委員** 18 歳以下は何名いらっしゃいますか。

**綾城紹介議員** すいません。そこまで確認はしておりませんけれども。署名活

**田村委員長** 沖田参考人の発言を求めます。

[illegible]



.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
**田村委員長** .....

.....ほかにご質疑はありませんか。

**重村委員** それでは、請願書も見させていただきました。これまでの活動の中で寄附を募ったりとか、あとクラウドファンディングもやられたりとかいうご努力をされてきた中で、非常に、特に 2021 年からですか、猫の引き取りが多くなって非常に厳しくなってきたところ、よくわかりました。ここのふるさと納税の中に、長門市として、行政として、ふるさと納税の寄附の指定寄附ですよね、ここに入れて、私たちの活動ももちろん支えてほしい、動物愛護に関することに関して、ふるさと納税を利用して早い話寄附をいただければ非常に私たちもだし、市政にとってもいいことではないかというところで請願を出されてると思うんですけど。ふるさと納税というところに、落としどころを見出だされた、ここの見解を沖田さんが無理でしたら紹介議員のほうからお願いしたいというふうに思います。

**綾城紹介議員** まずは私からお答えをさせていただきたいと思います。先ほど沖田代表からもお話がありましたように、このふるさと納税っていうところに焦点を当てているのは、やっぱり寄附をしたいという、団体に声があったときに、ふるさと納税をやってますかっていう問い合わせが結構あるんですね。そこが 1 つ。やっぱり寄附をされる方っていうのは、やっぱり皆さん、少ないお金の中から寄附をしようっていう方もいらっしゃると思いますので、寄附金控除を受けれるとか、そういったこと等々の理由もあるんだと思います。そういったことで、そういう問い合わせがあって、いやありませんって言う寄附がもらえない場合があるっていうことが往々にしてあるっていうふうに聞いております。そこも 1 つ、ふるさと納税で活用してほしいというところの大きな 1 つのポイントなのかなと思ってます。

**重村委員** 私からあと 2 つです。それでは 1 つ目。ふるさと納税の項目の中に 1 つあるんですね。今、長門市っていうのは 5 つ項目がありまして、自然環境や景観保全、それから伝統文化の保存・継承、産業の振興、それから子どもの健やかな育成及びふるさとを担う人材の育成、そして事業指定なしということで、5 つ今項目があるんですね。今回の請願がひょっとして受け入れるようになれば 6 つ目というような形になるわけですけど、今述べましたところっていうのは、例えば産業の振興とか子どもの健やかな育成っていうのは、これ長門市が抱え

ている事務事業っていうのは広くたくさんいくつも事務事業もあって、ある意味使いやすいふるさと納税をその事業に充てていく。財源として。今度、動物愛護、こういった観点の項目になると、極端に言うとも今年長門市は 9 億円をふるさと納税目指してますけど、9 億円あると仮定して、ポチッとやる項目が「あ、動物愛護、ここに行こう」っていうことでされると、1 つは寄附者の意思を尊重するという意味では全然問題ないことであろうと思いますけど、長門市にとると、ある程度自由に使える非常にありがたい財源が、動物愛護に限った事業にしか紐付きの、早い話寄附金になってくるという懸念があるんですけど、ここら辺り紹介議員として綾城議員はどのように思われるのか。だから自由に使えるお金が減って、そこに流れるという可能性は大にしていると思うんですけど、見解をお願いしたいと思います。

**綾城紹介議員** 我々、私としては、実はそれはあまり起きないんじゃないかなんと思っています。今、大体実績としては 5、6 億円ぐらいですけども、他市を参考にすると、例えば返礼品をつけないっていうやり方を取ったりしています。そうすると、動物愛護というところに目的をはっきりさせて集まっている寄附。返礼品目的でもないという、だからそういうはっきりとした寄附が入ってくるっていうふうに思っています。今のふるさと納税っていうのは、返礼品っていうところも、ただ控除と返礼品っていうところがポイントになって、ふるさと納税を活用されている方が多いんじゃないかと思っています。ただ、ここはどちらかというと新たに寄附が集まってくると。だから今の 6 億円から取っていくのではなくて、新たに財源が集まってくる。それは返礼品なしにすればですよ。ということというふうに我々は受け取っています。

**田村委員長** ふるさと納税の技術的なことについてはこの後、執行部をお招きしようと思っていますので、それ以外のところでお願いします。

**重村委員** 請願の受け付ける時期が 6 月です。非常に今の話を聞くと、やはり行政サイドも何らかの形で支援なりサポートっていうのは、これは必要なことなんだろうなという認識も私は持ってますけれども、この請願を出されて、ご希望としたらですよ。令和 7 年度からの事業としてやってほしいのか、それともこの 6 年度中下期からでも請願の提出者側からすると即時にやっていただきたいのか。この確認をさせていただきたいと思います。

**綾城紹介議員** 非常にこれはなかなか答えにくいことだなと思うんですけども、団体が決して裕福ではないということで、決算も見ていただいたらわかると思います。現金もございません。そういった中で、本当にもう日々やっていくのがいっぱいいっぱい状況であるので、これまでもずっと一般質問等で取り上げてきました。ということは、本当に早急に予算措置をしていただけるのが 1 番いいと私は個人的には思っております。ここはぜひ沖田代表のご意見も

聞いていただけたらなと思うんですけども、委員長いかがでしょうか。

**田村委員長** では、せっかくですので、沖田参考人、ご発言をお願いします。

**沖田参考人** 役所のほうの仕組がこちらにはわからないんで、それは一刻も早いほうがもちろんいいんですけど、役所のほうの仕組で、いや、どうしても今年度は無理とか、そういうことであればそれなりに頑張るっていうこともあるけど、一刻も早いほうが、もちろんそれを願っております。それはあくまでも希望ですけど。

**重廣委員** 請願書の中身「ちびたまのしっぽ愛護会」のことがメインに書いてあります、中心に。そして請願内容のところに動物愛護団体「ちびたまのしっぽ愛護会」をはじめとする動物愛護団体等という言葉がございます。請願者が「動物愛護団体を守る会」沖田様ですね。そういうふうになっております。市内に、この守る会を中心としてどのぐらいの団体があるのか、ご説明いただけたらと思います。

**田村委員長** これは把握をしておられますか。

**綾城紹介議員** NPO 法人としてやってらっしゃるのは1団体というふうに思っております。行政もそういうふうに思っているんじゃないかなと思ってます。ただし個人で、野良猫を例えば去勢・避妊して地域に戻してるっていう活動をされてる方も実際にいらっしゃいますので、それは団体ではなく個人だから、ここの等にそれらの方々が入ってるというふうな認識でおります。

**重廣委員** 先程ありました、ふるさと納税の仕組についてはまた質疑をさせていただくということですが、納税の項目の中に動物愛護団体を守る会への寄附という項目を書いて、項目として動物愛護に関することという項目に関して、それぞれ中心となる守る会の方がみんなに分配されるというふうに考えたらいいか、その辺りがわからないんですよ。よその防府市とか広島でしたかね、個人的な名前が書いてあるというふうな話も聞いたんですが、その辺りは何を希望されているのか、ふるさと納税の項目として。それについてちょっと1点伺いたいと思います。

**田村委員長** 今回の審査の内容が請願の妥当性であるとか願意であるとかということの審査ですので。

**重廣委員** この請願を内容として書かれてますので、ふるさと納税としてどういう項目で書いてほしいという請願なのかどうか。愛護団体だけってなると、幅が広がりますので、その辺りの考え方を伺いたいと思います。

**綾城紹介議員** この請願の趣旨としては、例えば書いておりました「ちびたまのしっぽ愛護会」をはじめとするものを指定していただいて、動物愛護というくくりの中で「ちびたまのしっぽ」とか、そこはやっぱり執行部が決められることだなと思っているので、我々としては答えにくいんですが「ちびたまのし

っぱ」等々を指定していただいて、活動支援をしていただきたいというところでございます。

**田村委員長** 今回の請願内容についてですけれども、長門市へふるさと納税を行おうとする、動物愛護活動に関心のある寄付者の選択肢として、寄付金の使途も動物愛護団体「ちびたまのしっぽ愛護会」をはじめとする動物愛護団体等への活動支援を追加してくださいというのが請願内容の 1、請願内容の 2 として、ふるさと納税制度の活用により、動物愛護団体等の活動が持続可能となるよう支援を行ってくださいというのが請願内容の 2 ということになりますので、この辺りに集中して、もし質疑がありましたらお願いしたいと思います。

**早川委員** 今日はありがとうございます。お聞きしたいんですけど、先程言われましたように、この請願内容の「ちびたまのしっぽ愛護会」をはじめとする動物愛護団体等への活動支援を追加してください。この支援の具体的、どういう希望があるのかっていうところを教えていただけたらと思うんですけど。活動支援を追加してくださいっていうところはこういったことなのか、具体的には。

**田村委員長** 先程お答えになったかもしれませんが、もし具体的に何かありましたらお願いします。

**綾城紹介議員** 犬猫を例えば保護すると、譲渡するまでにやっぱり餌を与えたりとか、例えば糞尿の処理とか、ときには病気をすることもある。元々病気をしている犬猫もいる。そういったものを病院に連れて行ったりとか、そういったこと等々で年間でやっぱり 1,400 万円ぐらいの経費がかかっております。そういったことを持続的になるような活動支援をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思っております。

**早川委員** 要するに、もう経済的支援をとというところで受け取ってよろしいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

**西村委員** 現在 400 頭を預かっているということですが、これは許容範囲としては何頭ぐらいを想定しておられますか。上限を。

**田村委員長** 先程請願内容の 1、2 をご案内したと思いますけれども、答えれる範囲でお願いします。

**綾城紹介議員** 今現在の状況を考えると、それはごめんなさい、私の勝手な意見です。上限にはもう達してるんじゃないかなっていう印象を受けております。いっぱいいっぱい状態です。

**西村委員** ふるさと納税を使うと、全国的に有名になって増える可能性があると思うんですね。それで許容量をパンクしたら、これはどうされるんですかね。その辺の計画性をちょっとお聞かせください。

**田村委員長** 西村委員、これは請願の内容と全く関係ない質疑を今しておられ

ますけど、何か意図があるんですか。（「将来性があるかないか」と発言する者あり）将来性は、今回関係ないです。願意と請願の妥当性についてのみです。分かりました。お気持ちは。はい。議事録に残りますので。ほかにご質疑はありませんか。

**田中委員** 先ほど人手の話があったと思うんですが、今メインで動かれてる方、仕事を持ちながらとかってということでボランティアに参加されているっていうことでした。もしあれば、できればバイトを雇うなりっていう人手を確保したいっていうこともあったんですが、それは例えばどのぐらいの人数が常時居ると、この請願のとおり回っていきやすくなるっていうような、何かお考えがあるようでしたら伺います。それも想定が厳しければ結構です。

**田村委員長** 今のも請願の内容と多少、違いますけど。（「じゃあ、結構です」と発言する者あり）よろしいですか。ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、紹介議員に対する質疑を終わります。沖田様、綾城議員には、本委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。ここで議事の都合により暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:27 —

— 再開 10:40 —

**田村委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。それでは、請願内容のふるさと納税制度等について、ご意見のある方はご発言願います。

**重村委員** それでは、審査に入っていただきましてありがとうございます。まず最初は簡単に。ふるさと納税の項目の中に動物愛護及び団体等に関する項目を追加してほしいという請願の今審査をしておりますけれども、項目を追加することができるかできないか。一般質問の中では、市長答弁としては「前向きに」というふうに受け取っておりますけれども、担当課に今一度、項目が追加できるかどうか。まずこれを確認いたします。

**経済産業部長** 簡単にできるかできないかで言えば、できます。先の一般質問で上田議員の、市長のほうからご答弁申し上げたとおりであり、今のところであれば「指定なし」というところに対応できると思いますけれども、当面は現行制度で新たに追加するということは、担当課としてはまだ現時点考えておりませんが、制度利用者の関心を高められて寄附が増額するとか、他市でもそういった事例もございますので、そういった事例も参考にしながら寄附額増加につながる可能性があるものであれば、担当課としても検討してまいりたいと考えておるところです。



**重村委員** 簡潔にいきますね。追加することはできる、可能だということです。今、令和 6 年度の途中ですけれども、例えば年度途中での追加ができるものなのか、新年度当初からでないとできないものなのか、ここを確認させてください。

**産業政策課長** まず、年度途中で可能かどうかというところでは、不可能ではございませんが、ただ手続的なところで申しますと、システムの変更であったりとか寄附というのは 1 年間 365 日常に受けておりますので、じゃあどこのタイミングで切り替えるかということも非常に重要になってくるかなというふうに思っておりますので、そういった観点からすると準備期間も含めてですと事務局側サイドとしては年度切り替えのタイミングでやりたいなというのが正直なところでございます。

**重村委員** 制度を設計するのは事務方になりますから、この請願を例えば採択するのか不採択になるのかっていうと、可能性がないのに採択するわけにもいかないんで確認をしておりますけど。あと、ふるさと納税の場合、寄附額がいくらになるか、こういう特に指定寄附金に関しては 50 万円かもしれないし、1 億円かもしれないし、何とも読めないところがありますけれども、長門市は今年度でいうと 9 億円というところを目指しています。この項目を入れることによって、失礼だけど自由に、指定なしとか、例えば産業の振興に関することってなると、事務事業もたくさんあるから活用は広い観点から使えるんですけど、これを採択した場合というのは、项目的には事業別にいくとすごく 1 つ、2 つという形になってこようと思うんですけど、ここら辺りで、この項目を入れることによって事務局サイドとして何かデメリットって言いますか、これを入れることによってこういうデメリットがあるとか、こういう懸念が、心配だとかいうことがありましたら確認をさせていただきたいと思います。

**経済産業部長** 一応これは自治体がやっていることでございますので、やはりどうしても公平性とか公益性とか、そういったものが求められるんだろうなとは思っております。動物愛護のみを特化してやるということになりますと、またほかにも、要はこの項目自体を、先ほど委員がおっしゃったように幅広に、我々とすれば市の施策に、ふるさとを良くしたいという寄附者の思いから、我々としてはそれぞれの事業に充てたいという思いがございまして、追加する際には全体を踏まえて検討させていただきたいなと思っております。

**田中委員** 今ちょっと気になったので、1 つ部長にお伺いいたします。先ほどの答弁のところで、その他のところでは対応できるかなと思いますというふうに 1 つおっしゃって、今後これをその他のところに入れること、何かを付け加えることによって寄附額が増えるのであれば検討材料となるというふうにおっしゃ

ったと思います。今部長がおっしゃったのは、動物愛護に関してではなくて、一般論として他の項目も踏まえたっていうことの受け入れでよろしいですか。

**経済産業部長** お見込みのとおりでございます。

**田中委員** そのことでもう 1 つ確認です。だからこの動物愛護に関しては別項目で立てるっていうことも、他の中に入れるっていうよりは、今別項目でくださいということをお願いでは入ってきてると思うんですけども、そういうふうには受け止めていらっしゃると受け止めてよろしいですね。今、この請願では、動物愛護に対しての項目を増やしてくださいという請願なんですよね。先ほどおっしゃったのは、一般論としてその他の中の項目が、その他のところにたくさん寄附が来る場合は使用する用途として増やしてもいいんじゃないかというふうに部長がおっしゃったんだと思ってるんですが、別項目で立てるっていうことは不可能ではないっていうふうに思って、受け止めといてもよろしいですよっていう確認です。

**経済産業部長** 今、指定の中の「事業指定なし」というところでの発言をさせていただきましたけど、基本的な我々のスタンスといたしましては、ふるさと納税で事業を起こすというのではなくて、我々はいただいた寄附を、市の地方創生事業、この項目に当てはまる事業に充てていくということになりますので、我々経済産業部がふるさと納税として、そういう動物愛護となると、また市民生活部のサイドの管轄になりますので、それを勝手に我々のほうが項目を作るということではできませんので、そこは市民生活部との調整というか、市全体の横断的な調整が必要になるかなと思っております。

**早川委員** 田中委員のところにもちょっと関連するんですけど、これ先ほど沖田さんのほうも「ちょっと自分は制度的に分からない」っておっしゃったので、ちょうどいい機会だと思うので、ちょっと具体的な説明を。例を挙げてほしいんですけども、例えばこれが追加されました、項目として長門の中に追加されましたと。追加されたときに、多分来年度から、令和 7 年度から例えば始まったとして、令和 7 年度の 1 年間で、追加の項目、この動物愛護に対して例えば 1,000 万円の寄附額がありました。そのあとどういう流れで希望される活動支援とかに流れていくのか。大体の決定ではないんですけども、先ほども言われたように市民生活部のほうからってというような事業内容とかっていうことでもあると思いますので、大体のお金の流れっていうのを説明していただくと、とても助かるんですけども。

**田村委員長** ふるさと納税制度の一般的なことについてのご質問ですよ。（「そうです。だからそれをちょっと」と発言する者あり）一般的な例えで、項目を追加することに対してのご説明がありましたらお願いします。

**産業政策課長** 基本的にふるさと納税というのは、例えば当該年度でいただい

た寄附、これはいくら入るかわからないということがございますので、一旦例えば令和 5 年度、この辺りで締めて、その金額については翌年度に繰り越して令和 6 年度の事業に充当していくという流れになってきます。先程おっしゃいましたとおり 1,000 万円の寄附金が令和 5 年度に入りました、じゃあそれを翌年度に繰り越して令和 6 年度の事業に充当しますという中で、その充当する事業の中に動物愛護関連の事業があれば、そこに充当していくというような流れになってくるかなというふうには思います。

**早川委員** 充当する関連のところに事業があればっていうところ、もう 1 回確認なんですけど、それは各課、例えば市民生活部のほうからその事業としてこういう事業に充ててくださいっていうことがあればそこに充当するという考えでいいんですかね。

**産業政策課長** 基本的にはお見込みのとおりかなっていうふうに思います。

**早川委員** 一般的に、例えばこれ例としてこれを挙げさせてもらいますけれども、動物愛護のことを挙げさせていただきますけど、もしそれが例えば 1,000 万円来ました、事業の市民生活部のほうから、この活動支援をするための事業として 500 万円程・・・

**田村委員長** 早川委員、例とは言いながら、ちょっと具体的すぎるので。

**早川委員** 例えば 50 万円ほど事業が上がってきた場合は 1,000 万円のうちの 50 万円がそちらに動くっていう、事業に充てられるという感覚でいいんでしょうか。(雑談あり) 事業として上がってきて、担当課とか部のほうから上がってきた場合は、事業に対して充当する補助金が出るということによろしいですか。

**田村委員長** これは先程もご答弁ありましたかね。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにご質疑はありませんか。

**吉津委員** 私もちっと確認だけしたいんですけれども、今、項目を増やして寄附金が集まる、そして今度それを充てるという段階で、動物愛護に関わっている団体であれば全て出せるのか。それとも一般的に、こういうところは出せないっていう条件があればその辺を教えてくださいなんですけれども。一般的でいいです。どういうところにはこれは充てられないなっていうところがあればお願いします。

**田村委員長** お答えできる範囲でお願いします。

**経済産業部長** そこはそれぞれの事業に我々は充当しますものですから、そのそれぞれの事業制度ごとで、当該事業の該当者であったりっていうものが決まってくると思いますので、一概にはなんとも言えないかなと思っております。答えになってないかもしれませんが。

**吉津委員** 例えば変なところと付き合いがあるとか、税金を納めてないとか、そういう関係のところは一般的に考えてどうでしょうか。

**経済産業部長** 基本的に市の補助金の考え方でいきますと、公序良俗に反するような部分に関しては、基本的に団体としてはふさしくないというふうな判断になると思います。

**田村委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。執行部のみなさまありがとうございました。

— 再開 10:53 —

[illegible]

[illegible]

20

して申し出ることに決定しました。なお、委員会の開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、委員長に一任することに決定しました。最後に、「委員派遣について」を議題とします。お諮りします。委員派遣について、お手元に配付のとおり、議長に提出したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、委員派遣について、お手元に配付のとおり議長に提出することに決定しました。なお、ただ今議決されました委員派遣について、字句その他の整理を要するものについては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に一任することに決定しました。これで総務産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 00 —